

TOHOKU
UNIVERSITY

学生支援ニュース

No.5

東 北 大 学
(学生生活支援審議会学生生活専門委員会)

自転車による交通事故が増えています！

本学では、自転車やバイクで通学している学生が多くいますが、今年度は特に自転車による交通事故が6月以降急増しています。スピード超過による衝突事故、前方不注意による歩行者との衝突事故、飲酒運転及び信号無視による衝突事故などの報告があり、外国人留学生による事故や自転車が加害者となる事故が多くなってきています。(4月～5月1件、6月以降7件の報告。全8件中、外国人留学生4件。)

みなさんも知ってのとおり、自転車のルール違反には、場合によっては次のような罰則が適用されます。

自転車に関するルール 違反の種類	罰則
飲酒運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
信号無視	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
携帯電話使用	
2人乗り	2万円以下の罰金又は科料
無灯火	5万円以下の罰金

また、自転車に乗っていて事故の加害者になった場合、被害者への損害賠償責任が生じます。過去に自転車が加害者となった交通事故の裁判において、数千万円にもおよぶ慰謝料の支払い命令が出たケースもありました。本学でも、自転車に乗った学生が交通事故の加害者となり、相手を死亡させたケースがありました。「自転車は車両である」ことを意識して、交通ルールを順守しましょう。ただ、交通ルールを順守していても事故を起こしてしまうことがあります。自転車事故は自動車事故と異なり、自賠責保険がありません。このような場合に備えて、自転車保険等の任意保険にも加入しましょう。

留学生の皆さんへ

自転車は手軽な乗り物ですが、皆さんの母国と日本では自転車の交通ルールが異なる場合がありますので、日本の交通ルールをQRコードから確認してみてください。ルールを守ることは、あなた自身を守ることにつながります。

